

橋本市消費生活条例骨子案

【はじめに】

平成 29 年から消費生活センターを設置し、様々な消費者被害防止のための活動や消費者教育・啓発の取り組みを進め、その結果として消費者の権利の尊重や消費者の自立を促進してきたものの、今もなお消費生活の問い合わせや、悪質商法による被害などが発生しています。

国においては、民法改正により成年年齢が引き下げられ、社会経験の未熟な年代の消費者被害が懸念されます。また、情報化の進展に伴って消費生活トラブルは多様化していることを踏まえ、地方公共団体に対しては、その地域の実情に応じた施策の取り組みが求められています。

【目的】

消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とします。

【基本理念】

次のとおり基本理念を定めます。

- ・消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条第1項に規定する基本理念にのっとり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援します。
- ・事業者が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営を行うことを促進します。
- ・当該施策に関係する市の全ての組織、自治組織及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行います。

【市の責務】

- ・国、県、市民、事業者、及び関係機関等との連携により、施策を推進します。
- ・市民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供、助言を行います。

【事業者の責務】

- ・消費者に対し、危害を与えてはなりません。
- ・公正な取引の確保並びにその取引の目的及び内容に応じた消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に対し配慮します。
- ・市が実施する消費者施策へ協力します。

【教育及び啓発の推進】

- ・消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等啓発活動を推進するとともに、学校、地域等その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の充実等に努めます。

【不当な取引行為の禁止】

- ・消費者の知識、経験又は判断力の不足に乗じて消費者を取引に誘引してはいけません。
- ・消費者に取引を強制する行為その他の消費者の利益を害するおそれがある行為をしてはいけません。

(禁止行為の例)

①契約締結の勧誘に係る不当な取引行為

- ・消費者を欺き、又は消費者に迷惑を及ぼして接触し、勧誘する行為
- ・消費者が契約に関する事項を正確に認識することを妨げる行為
- ・消費者の自由な意思形成を妨げる行為 など

②契約の内容に係る不当な取引行為

- ・虚偽内容の契約書を作成し、又は契約を締結させる行為
- ・消費者の状況に不適合な内容の契約を締結させる行為
- ・消費者に不当に不利益な内容の条項を含む契約を締結させる行為 など

③契約の履行に係る不当な取引行為

- ・不当に債務の履行を強要する行為
- ・事業者の債務不履行等 など

④解除権の行使等に係る不当な取引行為

- ・消費者の権利を妨害する行為
- ・事業者の義務の不履行 など

【訪問販売に対する取組】

- ・市の区域内における訪問販売は、登録を受けた事業者とします。
- ・登録事業者は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければなりません。
- ・登録事業者は、訪問販売に係る契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはなりません。

【実態の把握及び情報提供】

- ・不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その事業者に対し調査します。
- ・不当な取引行為を是正するための必要な措置を講じるよう指導します。
- ・不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、必要な情報を市民に提供します。